



IFRS[®]

Accounting

2024年7月

公開草案

IFRS[®]会計基準

超インフレ表示通貨への換算
IAS第21号の修正案

コメント期限：2024年11月22日

公開草案

超インフレ表示通貨への換算

IAS 第 21 号の修正案

コメント期限：2024 年 11 月 22 日

Exposure Draft *Translation to a Hyperinflationary Presentation Currency Contracts for Renewable Electricity* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **22 November 2024** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (IASB) and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2024 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®', 'SIC®', 'ISSB™' and 'SASB®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

超インフレ表示通貨への換算

IAS 第 21 号の修正案

コメント期限：2024 年 11 月 22 日

公開草案—2024年3月

公開草案「超インフレ表示通貨への換算」は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは 2024 年 11 月 22 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2024 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’, ‘SIC®’, ‘ISSB™’ 及び‘SASB®’がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	8
[案] IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正	11
付録― [案] 他の IFRS 会計基準書の修正	15
IASB による公開草案「超インフレ表示通貨への換算」(2024 年 7 月公表) の承認	17
公開草案「超インフレ表示通貨への換算」に関する結論の根拠	18

はじめに

IASB が本公開草案を公表している理由

IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、超インフレ経済以外の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算するための IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の要求事項の適用について議論した。委員会はこれらの要求事項について以下の文脈で議論した。

- (a) 表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業のうち、機能通貨が超インフレ経済以外の通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する企業
- (b) 機能通貨が超インフレ経済以外の通貨である企業のうち、財務諸表を超インフレ経済の通貨で表示する企業

委員会のリサーチで、当該事項は多くの（すべてではないが）法域において一般的であり、影響を受ける企業に重要性がある影響を与える可能性があることが確認された。委員会は、当該要求事項が現状では次のようになっていることを観察した。

- (a) 第 1 の状況の会計処理を決定するための適切な基礎を提供しておらず、当該状況において企業が適用する会計処理の不統一を生じさせている。
- (b) 両方の状況について、財務諸表利用者にとって有用でない情報を生じさせている可能性がある。

委員会は議論を行い、もたらされる情報の有用性を単純で費用対効果の高い方法で改善し既存の不統一を解消すると考えた解決策の案を IASB に提案した。IASB は委員会の提案に同意し、IAS 第 21 号を本公開草案で示したように修正することを提案している。本公開草案に対するフィードバックで、提案の開発時に考慮されていなかった重大な問題が識別される（すなわち、本プロジェクトを完了させるために多大な追加リソースを投入する必要がある）場合には、IASB は本プロジェクトの優先順位を再検討する可能性が高い。

本公開草案における提案

検討した状況では、報告企業又は報告企業の在外営業活動体は、超インフレ経済以外の通貨が機能通貨である。また、両方の状況において、報告企業の表示通貨は超インフレ経済の通貨である。IAS 第 21 号の要求事項を適用して、企業は収益、費用及び比較対象金額を過去の為替レートで換算する。IASB は、超インフレ経済では、貨幣が購買力を急速に喪失しているため、情報が一般的に有用となるのは、金額が直近の報告期間の末日現在の測定単位で表現される場合のみであることに着目した。

IASB は、企業が収益、費用及び比較対象金額を企業の報告期間の末日現在の測定単位で表示することを要求することにより、当該財務情報の有用性が増大し既存の不統一が解消されるであろうと結論を下した。

したがって、IASB は、企業が超インフレ経済以外の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算する場合、企業はこれらの金額（比較対象金額を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算すると提案している。IASB は、この換算方法

超インフレ表示通貨への換算

(すでに他の状況で用いられている (IAS 第 21 号の第 42 項参照)) は、企業が換算の対象となる金額を現在の測定単位で表示する結果をもたらすと見込んでいる。

提案の影響を受けるのは誰か

修正案は、財務諸表又は在外営業活動体の業績及び財政状態を超インフレ経済以外の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に換算する企業に影響を与える。IASB は、提案している換算方法が、財務諸表利用者に提供される情報の有用性を単純で費用対効果の高い方法で改善し、既存の不統一を解消すると見込んでいる。

次のステップ

IASB は、本公開草案における提案に対して受け取るコメントを検討し、その後に IAS 第 21 号を修正すべきかどうか及び修正する場合の修正方法を決定する。

コメント募集

IASB は、本公開草案における提案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 特定の提案の文言のうち翻訳が困難となるであろう文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、IASB が検討すべき代替案を含んでいる。

IASB は、コメントを本公開草案で行っている質問に限定することを要望している。しかし、コメント提出者はこのコメント募集におけるすべての質問に回答する必要はない。

コメント提出者への質問

質問 1—提案している換算方法

IAS 第 21 号の修正案は、企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨であるが機能通貨は超インフレ経済以外の通貨である場合に、企業が財務諸表（又は在外営業活動体の業績及び財政状態）（比較対象金額を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算することを要求することとなる。

本公開草案に関する結論の根拠の BC1 項から BC14 項は、IASB がこの換算方法を提案した論拠を説明している。

提案している換算方法に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案している換算方法のどのような側面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに提案している換算方法に対するどのような変更を提案するのか、また、その理由は何か。

超インフレ表示通貨への換算

質問 2—提案している開示要求

IAS 第 21 号の修正案は、提案している換算方法を用いる企業が次のことを開示するよう要求することとなる。

- (a) 提案している第 41A 項における換算方法を適用している旨（提案している第 53A 項(a)）
- (b) 提案している第 41A 項を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報（提案している第 53A 項(b)）
- (c) 提案している第 41A 項で言及している経済が超インフレではなくなった場合には、その旨（提案している第 54 項）

本公開草案に関する結論の根拠の BC20 項から BC27 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

提案している開示要求に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案している開示要求のどのような側面に反対しているのかを説明されたい。その代わりにどのような開示要求を提案するのか、また、その理由は何か。

質問 3—公的説明責任のない子会社について提案している開示要求

IASB は、要件を満たす子会社（IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用することを認められ適用を選択する子会社）に対し、IFRS 会計基準を適用する他の企業について要求されるのと同じ情報を開示するよう要求することを提案している（すなわち、IASB は、要件を満たす子会社について開示要求を削減しないことを提案している）。

本公開草案に関する結論の根拠の BC28 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

要件を満たす子会社について提案している開示要求に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案している開示要求のどのような側面に反対しているのかを説明されたい。その代わりにどのような削減した開示要求を提案するのか、また、その理由は何か。

質問4—その他の側面：経過措置及び経済が超インフレでなくなった場合の要求事項

IASB は次のことを提案している。

- (a) 企業がこの修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを要求する。
- (b) IAS 第 8 号の第 28 項(f)又は IFRS 第 19 号の第 178 項(f)で要求されるはずの情報を企業が開示することを要求しない。
- (c) 企業がこの修正を発効日よりも早期に適用することを認める。

本公開草案に関する結論の根拠の BC33 項から BC36 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

提案している第 41A 項で言及している経済が超インフレではなくなる場合、IAS 第 21 号の修正案は、企業が IAS 第 21 号の第 39 項を前報告期間の末日後に生じた金額に将来にわたって適用することを要求することになる（すなわち、企業は前報告期間の末日より前に生じた金額を修正再表示しない）。

本公開草案に関する結論の根拠の BC16 項から BC19 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどのような側面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

期 限

IASB は、2024 年 11 月 22 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを希望する場合には、コメントを提出する前に commentletters@ifrs.org まで連絡されたい。

[案] IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正

第 39 項、第 42 項、第 47 項及び第 55 項を修正する。第 41A 項から第 41B 項、第 53A 項、第 54A 項及び第 60C 項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項、第 44 項、第 53 項及び第 54 項は修正されていないが、参照の便宜のために含めている。

機能通貨以外の表示通貨の使用

表示通貨への換算

- 38 企業は、財務諸表をどの通貨（又は複数の通貨）で表示することもできる。表示通貨が企業の機能通貨と異なる場合には、企業は業績と財政状態を表示通貨に換算する。例えば、企業集団の中に機能通貨が異なる個々の企業が含まれている場合には、各企業の業績と財政状態は、連結財務諸表を表示できるように共通の通貨で表現される。
- 39 企業の機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済以外の通貨である場合、機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない当該企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる当該表示通貨に換算しなければならない。
- (a) 表示する各財政状態計算書の資産及び負債（すなわち、比較対象金額を含む）は、当該財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。
 - (b) 純損益及びその他の包括利益を表示する各計算書に係る収益及び費用（すなわち、比較対象金額を含む）は、取引日の為替レートで換算しなければならない。
 - (c) 結果として生じるすべての為替差額は、その他の包括利益に認識しなければならない。
- 40 実務上の理由から、取引日の為替レートに近似するレート（例えば、期中の平均レート）が、収益及び費用項目の換算に使用されることが多い。しかし、為替レートが著しく変動している場合には、一定期間の平均レートの使用は不適切である。
- 41 第39項(c)に述べた為替差額は、次のことから生じる。
- (a) 収益及び費用を取引日レートで換算し、資産及び負債を決算日レートで換算すること
 - (b) 期首の純資産を、従前の決算日レートとは異なる決算日レートで換算すること
- これらの為替差額は純損益に認識されない。為替レートの変動が営業活動からの現在及び将来のキャッシュ・フローに与える直接の影響が、ほとんど又は全くないからである。為替差額の累計額は、在外営業活動体の処分時まで資本の独立の内訳項目に表示される。その為替差額が、連結されているが完全所有の子会社ではない在外営業活動体に関するものである場合には、換算から生じた為替差額の累計額で非支配持分に帰属するものは、

連結財政状態計算書において非支配持分に配分され、その一部として認識される。

- 41A** 企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨であるが機能通貨は超インフレ経済以外の通貨である場合、企業の業績及び財政状態は、すべての金額（すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用（比較対象金額を含む））を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで表示通貨に換算しなければならない。
- 41B** 企業の表示通貨である通貨の経済が超インフレではなくなり、企業の機能通貨が引き続き超インフレ経済以外の通貨である場合、企業は第41A項をもはや適用せず、その代わりに第39項を適用する。企業は経済が超インフレではなくなった報告期間の期首から将来に向かってそのようにしなければならない。すなわち、企業は当該報告期間の期首よりも前に生じた第41A項を適用して換算された金額を修正再表示してはならない。
- 42** 企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨である場合、機能通貨が超インフレ経済の通貨である当該企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない。
- (a) すべての金額（すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用（比較対象金額を含む））は、次の場合を除き、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。
- (b) 金額を超インフレ経済以外の通貨に換算する場合には、比較対象金額は、該当する過年度の財務諸表に当期の金額として表示した金額（すなわち、物価水準のその後の変動又は為替レートのその後の変動についての調整はしない）としなければならない。
- 43** 企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨である場合には、第42項に示した換算方法を適用する前に、IAS 第29号に従って財務諸表を修正再表示しなければならない。ただし、超インフレ経済以外の通貨に換算される比較対象金額は除く（第42項(b)参照）。経済が超インフレではなくなり、企業がIAS 第29号に従って財務諸表を修正再表示しなくなった場合には、企業は、表示通貨への換算のための取得原価として、企業が財務諸表の修正再表示を中止した日現在の物価水準に修正再表示した金額を使用しなければならない。

...

在外営業活動体の換算

44 第38項から第43項に加え、第45項から第47項は、在外活動営業体の業績及び財政状態の表示通貨への換算を、当該在外営業活動体を連結又は持分法により報告企業の財務諸表に含めるために行う場合に適用される。

...

47 在外営業活動体の取得時に生じたのれん並びに在外営業活動体の取得により生じた資産及び負債の帳簿価額の公正価値修正は、在外営業活動体の資産及び負債として処理しなければならない。したがって、在外営業活動体の機能通貨で表現し、第39項、第41A項及び第42項に従って決算日レートで換算しなければならない。

...

開示

...

53 表示通貨が機能通貨と異なる場合には、その旨を説明するとともに、機能通貨の開示及び異なる表示通貨を使用する理由の開示をしなければならない。

53A 企業が第41A項を適用する場合、企業は次のことを開示しなければならない。

(a) 財務諸表又は在外営業活動体の業績及び財政状態におけるすべての金額（すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用（比較対象金額を含む））が、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算されている旨

(b) 業績及び財政状態が第41A項に従って換算されている在外営業活動体に関する要約財務情報。この要約財務情報は、財務諸表利用者が企業の業績及び財政状態に対するこれらの在外営業活動体の影響を評価することを可能にする。

54 報告企業又は重大な在外営業活動体の機能通貨に変更がある場合には、その旨及び機能通貨の変更の理由を開示しなければならない。

54A 企業が第41B項を適用する場合、企業は表示通貨が超インフレ経済の通貨ではなくなっている旨を開示しなければならない。

55 企業が機能通貨と異なる通貨で財務諸表を表示する際には、IFRSのすべての要求事項（第39項、第41A項及び第42項に示した換算方法を含む）に準拠している場合にのみ、財務諸表はIFRSに準拠していると記載しなければならない。

...

発効日及び経過措置

...

600 [年 月] 公表の「超インフレ表示通貨への換算」により、第41A項から第41B項、第53A項及び第54A項が追加され、第39項、第42項、第47項及び第55項が修正された。企業は当該修正を「公開後に決定する日付」以後開始する事業年度にIAS第8号に従って遡及適用しなければならない。しかし、企業はIAS第8号の第28項(f)を適用することを要求されない。同様に、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業は、本項がなければIFRS第19号の第178項(f)で要求されるであろう情報を開示することを要求されない。当該修正の早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

付録— [案] 他の IFRS 会計基準書の修正

IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」

第 219A 項、第 220A 項及び A5 項を追加する。新規の文言に下線を付している。第 219 項及び第 220 項は修正していないが、参照の便宜のために含めている。

開示要求

...

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」

...

- 219 表示通貨が機能通貨と異なる場合には、企業は、その旨とともに、機能通貨及び異なる表示通貨を使用する理由を開示しなければならない。
- 219A 企業がIAS第21号の第41A項を適用する場合、企業は次のことを開示しなければならない。
- (a) 財務諸表又は在外営業活動体の業績及び財政状態におけるすべての金額（すなわち、資産、負債、資本項目、収益及び費用（比較対象金額を含む））が、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートに換算されている旨
 - (b) 業績及び財政状態が第41A項に従って換算されている在外営業活動体に関する要約財務情報。この要約財務情報は、財務諸表利用者が企業の業績及び財政状態に対するこれらの在外営業活動体の影響を評価することを可能にする。
- 220 報告企業又は重大な在外営業活動体の機能通貨に変更がある場合には、企業は、その旨及び機能通貨の変更の理由を開示しなければならない。
- 220A 企業がIAS第21号の第41B項を適用する場合、企業は表示通貨が超インフレ経済の通貨ではなくなっている旨を開示しなければならない。

...

付録A—発効日及び経過措置

...

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正

...

A5 [年 月] 公表の「超インフレ表示通貨への換算」により、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」が修正され、第 219A 項及び第 220A 項が追加された。企業はこれらの修正を IAS 第 21 号の修正の適用時に適用しなければならない。

IASB による公開草案「超インフレ表示通貨への換算」(2024 年 7 月公表) の承認

公開草案「超インフレ表示通貨への換算」は、国際会計基準審議会 (IASB) の 14 名のメンバー全員により公表が承認された。

アンドレアス・バーコウ	議長
リンダ・メゾン＝ハッター	副議長
ニック・アンダーソン	
パトリーナ・ブキャナン	
タデウ・センドン	
フローリアン・エステラー	
ザック・ガスト	
ハギト・ケレン	
陸 建橋	
ブルース・マッケンジー	
ベルトラン・ペラン	
鈴木 理加	
アン・ターカ	
ロバート・ウール	

公開草案「超インフレ表示通貨への換算」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本公開草案に付属しているが、その一部を構成するものではない。本公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（IASB）の考慮事項を要約している。個々のIASBメンバーにより、重点を置く要因は異なっていた。

背景

- BC1 IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の適用に関する要望書を受け取った。当該要望書は、機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業が、機能通貨が超インフレ経済以外の通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態をどのように換算するのかを質問していた。この状況において、企業は IAS 第 21 号の第 39 項を適用して在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する。この項を適用して、企業は次のようにする。
- (a) 表示する各財政状態計算書の資産及び負債を当該財政状態計算書の日現在の決算日為替レートで換算する。
 - (b) 収益及び費用を取引日の為替レートを用いて換算する。
 - (c) 比較対象金額を修正再表示しない。
- BC2 当該企業の機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨であるため、委員会は、IAS 第 21 号の第 39 項を適用した後に、企業は IAS 第 29 号の第 26 項及び第 34 項を適用して在外営業活動体の当期の収益及び費用並びにすべての比較対象金額を報告期間の末日現在の測定単位で修正再表示することを要求されるかどうかを質問された。（在外営業活動体の資産及び負債は決算日為替レートを用いて換算され（BC1 項参照）、委員会は企業が当該金額を修正再表示することを要求されるかどうかを質問されなかった。）
- BC3 委員会は、企業が多様な会計処理を適用していることを観察した。企業は次のいずれかを行っている。
- (a) 当期の収益及び費用並びに比較対象金額を修正再表示しない（選択肢 I）。
 - (b) 当期の収益及び費用並びに比較対象金額を一般物価指数の変動を用いて修正再表示する（選択肢 II）。
 - (c) 比較対象金額のみを一般物価指数の変動を用いて修正再表示する（選択肢 III）。
- BC4 IAS 第 21 号及び第 29 号の要求事項を検討した結果、委員会は、企業は当期の収益及び費用並びに比較対象金額を修正再表示すること又はしないことのいずれも正当に行うことができる」と結論を下した。
- BC5 基準設定を提案すべきかどうかを決定するための追加のリーサーチを実施するにあたり、委員会は、機能通貨が超インフレ経済以外の通貨である企業が財務諸表を超インフレ経

超インフレ表示通貨への換算

済の通貨で表示するという関連する状況について指摘を受けた。この状況では、当該企業も財務諸表を換算するために IAS 第 21 号の第 39 項を適用する。IAS 第 29 号は、機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の財務諸表にのみ適用され、したがって、この企業がその後に IAS 第 29 号を適用して収益及び費用並びに比較対象金額を現在の測定単位で修正再表示することを要求されるかどうかについては疑問がない。

- BC6 協議を受けた利害関係者は、超インフレ経済の通貨で表示された金額は現在の測定単位で表現される場合にのみ有用であると述べた。この見解は、IAS 第 29 号の第 2 項及び第 7 項における原則と整合的である。関連する状況において、収益及び費用並びに比較対象金額は修正再表示されない。要望書に記述された状況では、企業が選択肢 II (BC3 項(b)に記述) を適用する場合を除き、在外営業活動体の収益及び費用並びに比較対象金額も修正再表示されない。
- BC7 委員会は、企業が超インフレ経済以外の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算する場合、IAS 第 21 号の要求事項の適用は有用な情報をもたらさないことに留意した。委員会のリサーチで、この会計上の問題は多くの（すべてではないが）の法域において一般的であり、影響を受ける企業に重要性がある影響を与える可能性があることが確認された。
- BC8 委員会は議論を行い、もたらされる情報の有用性を単純で費用対効果の高い方法で改善し既存の不統一を解消すると考えた解決策の案を IASB に提案した。提案している解決策に対する限定的なフィードバックは、その案が支持されるであろうと示唆していた。委員会の作業を考慮して、IASB はこの会計上の問題にこの狭い範囲のプロジェクトで効率的に対処できる。BC29 項から BC32 項は、修正案による可能性の高い影響を検討している。

IAS 第 21 号の修正案

提案している解決策—決算日レートの使用

- BC9 本公開草案における修正案は、影響を受ける企業が、換算の対象となるすべての金額（比較対象金額を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートを用いて換算することを要求することになる（提案している換算方法）。この換算方法はすでに IAS 第 21 号の第 42 項に示されており、機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業に適用されている。IASB は、IAS 第 21 号の第 42 項が適用される状況を変更することを意図していないが、同項の最初を提案している第 41A 項及び第 39 項の修正案と整合させるために修正することを提案している。
- BC10 IAS 第 29 号は、企業が財務諸表を一般物価指数の変動を適用して現在の測定単位で修正再表示することを要求している。IASB は、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートを用いて金額を換算することで、当該金額が現在の測定単位で表現される結果となるかどうかを検討した。特定の時点では為替レートが両方の通貨が関連する 2 つの経

済の間の価格水準の相違を完全には反映しない可能性があるが、IASB は、決算日レートをを用いて金額を換算することで、当該項目は現在の測定単位で表現されることになると結論を下した。その理由は、

- (a) IAS 第 29 号の第 17 項は、一般物価指数が利用可能でない場合に、企業が機能通貨と比較的安定した外貨との間の為替レートの変動を用いて一般物価指数を見積ることを認めている。
- (b) 委員会に対する要望書に記述された状況にある企業のうち選択肢 II（BC3 項(b)に記述）を適用している企業は、追加的な修正再表示を行わずに、在外営業活動体の資産及び負債を財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算している。したがって、IASB は、決算日レートは資産及び負債についての現在の測定単位の代用数値として受け入れられていると理解している。IASB は、収益及び費用並びに比較対象金額についての現在の測定単位が資産及び負債についての現在の測定単位と異なる必要があることを示唆する概念上の理由を識別しなかった。
- (c) IAS 第 21 号を開発するにあたり、IASB は、企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨であり表示通貨が超インフレ経済以外の通貨である状況において企業が比較対象金額を修正再表示することを要求しないことを決定した（IAS 第 21 号に関する結論の根拠の BC22 項参照）。当該決定の理由の 1 つは、為替レートがそれらが関連している 2 つの経済の間の価格水準の相違を十分に反映している場合には、比較対象金額の換算は比較対象金額について過年度の財務諸表において当該年度の金額として報告されたのと同じ金額となることであった。この論拠は、物価指数の変動と為替レートの変動との間の十分な結び付きを仮定している。

BC11 IAS 第 21 号の修正案を適用する企業は、換算の対象となるすべての金額を現在の測定単位で表現することとなり、したがって、当該企業は IAS 第 29 号の適用可能性を検討する必要はなくなる。

その他の解決策

BC12 IASB は、その他の考えられる解決策を検討した。具体的には、委員会に対する要望書に記述された状況に実務で適用されている会計処理の選択肢である（BC3 項参照）。これらの選択肢のうち、選択肢 II（企業が在外営業活動体について財政状態計算書の日現在の決算日レートを使用して財政状態を換算し、一般物価指数を使用して業績及び比較対象金額を修正再表示する）のみが、すべての金額を現在の測定単位で表現する。一部の人々は、選択肢 II が要望書における状況に最もよく対処するであろうと述べた。彼らの見解では、IAS 第 29 号で要求されているように、収益及び費用並びに比較対象金額を一般物価指数を用いて修正再表示することが超インフレの経済的影響を最もよく反映するからである。

BC13 IASB は、選択肢 II を提案することを検討したが、いくつかの理由で棄却した。

超インフレ表示通貨への換算

- (a) 選択肢Ⅱは要望書に記述された状況（BC1 項参照）については機能する可能性があるが、関連する状況（BC5 項参照）への適用は複雑であろう。関連する状況において記述された企業の財務諸表は、IAS 第 29 号の範囲外である。したがって、選択肢Ⅱがこの状況に対処する解決策を提供するのは、IASB が IAS 第 29 号の範囲を拡大するか又は関連する状況に記述された企業の財務諸表を範囲に含めるような恣意的な規則主義的な IAS 第 29 号の修正を導入するかのいずれかを行った場合のみとなる。したがって、選択肢Ⅱはより幅広く意図しない帰結を生じさせる可能性がある。
- (b) IAS 第 21 号は、企業の業績及び財政状態並びに在外営業活動体の業績及び財政状態を異なる表示通貨に換算するにあたって同じ換算方法を適用することを企業に要求している。要望書に記述された状況のような状況には選択肢Ⅱを適用する一方で、関連する状況には異なる換算方法を適用することは、類似した状況について 2 つの異なる換算方法を生じさせることになる。
- (c) 選択肢Ⅱを適用すると、企業は財政状態（又は在外営業活動体の財政状態）を財政状態計算書の日現在の決算日レートを用いて換算するが、業績及び比較対象金額（又は在外営業活動体の業績及び比較対象金額）は直物為替レートで換算する。企業はそれからこれらの業績及び比較対象金額を一般物価指数を用いて修正再表示する。IASB は、対処しようとしている会計上の問題について、資産及び負債と収益、費用及び比較対象金額とで換算時に異なるアプローチに従うことを企業に要求する概念上の理由を識別しなかった。これと対照的に、提案している換算方法は、企業が換算の対象となるすべての金額に一貫した換算方法を適用する結果となる。
- (d) 提案している換算方法と比較して、選択肢Ⅱは作成者が適用するためのコストが高くなり、財務諸表利用者（投資者）が理解することが困難となる。選択肢Ⅱは 2 つのステップを伴うものであり、企業が為替レートと一般物価指数の両方を使用することを要求することとなる。比較において、提案している換算方法は、IASB の見解では、作成者が適用するためのコストが低く、投資者が理解することが容易となる。提案している換算方法は、超インフレ経済以外の通貨への金額の換算も容易にする（投資者は単純に、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートと換算の対象となる金額を知ることだけが必要となる）。

BC14 IASB は、要望書で提起された疑問点のみに対処して関連する状況には対処しない（又はその逆）こととするかどうかも検討した。しかし、両方の状況において生じる会計上の問題は同じである。すなわち、企業が IAS 第 21 号の第 39 項を適用することは有用な情報をもたらすのか。あるいは、換算の対象となる金額を現在の測定単位で表現することによって情報の有用性が改善されるのかということである。一方の状況についてのみ解決策を提供し、他方については提供しないのは、費用対効果が高くないであろう。IAS 第 21 号は、企業が財務諸表の表示と在外営業活動体の業績及び財政状態の換算において同じ換算方法を適用することを要求している。IASB は、本公開草案で扱ってい

る会計上の問題についての解決策を提案するにあたって他のアプローチを支持する説得力のある主張を聞き及んでいない。

他の問題への対処

BC15 このプロジェクトに関するリサーチの間に、一部の利害関係者はその他の適用上の疑問点を指摘した。しかし、IASB は、指摘された他の問題はどれも、本プロジェクトの狭い範囲の中で効率的に対処できないと考えた。特に、そうした他の問題は、

(a) IAS 第 21 号と IAS 第 29 号との相互関係についての新たな適用上の疑問点に関連するものではなかった。

(b) IASB 又は委員会が効率的な方法で対処するには、範囲が十分に狭くはなかった。

(c) IASB の第 3 次アジェンダ協議の一部として議論されていた。

経済が超インフレではなくなる場合

BC16 IASB は、企業の表示通貨である通貨の経済が超インフレとなるか又は超インフレではなくなり、企業の機能通貨は引き続き超インフレ経済以外の通貨であるという状況に対処するための具体的な要求事項が必要となるかどうかを検討した。

BC17 経済が超インフレとなる場合には、企業は修正案の範囲に含まれる。そのような企業は、IAS 第 21 号の第 39 号をもはや適用せずに、その代わりに換算の対象となるすべての金額（比較対象金額を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算することによって、提案している換算方法を適用することを要求されることになる。IASB は、この状況に対処するための具体的な要求事項は不要であると結論を下した。企業は、提案している換算方法を過大なコストを生じさせずに適用するために必要な情報を有しているか、又はそれにアクセスできるであろうからである。

BC18 経済が超インフレではなくなる場合には、企業は提案している修正をもはや適用せずに、その代わりに IAS 第 21 号の第 39 項を適用することを要求されることになる。例えば、第 39 項(b)は、企業が収益及び費用を「取引日の為替レート」で換算することを要求している。同項に従うと、企業は、過去に（提案している換算方法を適用する間に）決算日レートのみを使用していた取引について取引日の為替レートを決定することを要求されることになる。IASB は、それは実務上不可能であるか又は過度の負担となる可能性があると考えた。

BC19 IASB は、第 39 項を前報告期間の末日後に生じた金額に対して将来に向かって適用するよう企業に要求することを提案している。これらの提案では、企業は前報告期間の末日より前に生じた金額を修正再表示しないこととなる。この要求事項案は、IAS 第 29 号の第 38 項と整合的であり、同項は、前報告期間の末日現在の測定単位で表現された金額を、経済が超インフレではなくなった場合のその後の財務諸表における帳簿価額の基礎として扱うことを企業に要求している。

超インフレ表示通貨への換算

開示要求

公的説明責任のない子会社以外のすべての企業

- BC20 利害関係者は、提案している換算方法を補完するために新たな開示要求が必要となる可能性があるとして述べた。投資者は、自らの分析の目的上、企業の財務諸表（又は在外営業活動体の業績及び財政状態）における金額を超インフレ経済以外の通貨に換算できるようにする情報を有用と考えるであろうと述べた。
- BC21 IASB は、企業に次の旨を開示するよう要求することを提案している。(i) 修正案を適用している旨、及び(ii) 企業の表示通貨である通貨の経済が超インフレではなくなった際に修正案の適用を停止した旨である。これらの要求事項案は、類似した状況を扱っている IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号における開示要求と同様である。
- BC22 IASB は、企業の財務諸表（又は在外営業活動体の業績及び財政状態）における金額を超インフレ経済以外の通貨に換算できるようにするために、投資者はどのような情報が必要となるのかも検討した。決算日レートが適用される金額に関する情報は、そうした分析を容易にするであろう。

提案している換算方法が適用される金額

- BC23 IASB は、提案している換算方法を企業が財務諸表に適用する状況と、提案している換算方法を在外営業活動体の業績及び財政状態に適用する状況とを区別して検討した。
- BC24 企業が自らの財務諸表を換算する状況については、IASB は、追加の開示を要求する必要はないと結論を下した。決算日レートは企業の財務諸表のすべての金額に適用されているからである。
- BC25 企業が在外営業活動体の業績及び財政状態に修正案を適用する状況については、企業の在外営業活動体に関する要約財務情報により、投資者がそれらの金額を超インフレ経済以外の通貨に換算できるようになるであろう。IAS 第 21 号の A20 項(b)がすでに、在外営業活動体の機能通貨又は表示通貨が他の通貨に交換可能でない場合に、在外営業活動体に関する要約財務情報を開示することを企業に要求している。他の IFRS 会計基準書も、投資者が在外営業活動体に関する要約財務情報を受け取る結果をもたらす開示要求を含んでいる。例えば、
- (a) IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の B10 項は、重要性がある非支配持分を有する子会社についての要約財務情報を開示することを企業に要求している。
 - (b) IFRS 第 12 号の B12 項は、重要性がある共同支配企業及び関連会社についての同様の情報を開示することを企業に要求している。
 - (c) IFRS 第 8 号「事業セグメント」は、報告セグメントとなる在外営業活動体に適用される開示要求を含んでいる。

- BC26 これらの要求事項は、一部の在外営業活動体についての要約財務情報を投資者が受け取る結果をもたらす可能性はあるが、他の影響を受ける在外営業活動体の中に投資者が要約財務情報を受け取らないものがある可能性がある。したがって、IASB は、提案している換算方法を適用した在外営業活動体に関する要約財務情報を開示するよう企業に要求することを提案している。しかし、企業は IFRS 会計基準における他の要求事項に従ってすでに提供した情報を繰り返すことを要求されない。
- BC27 IASB は、企業の在外営業活動体に関する要約財務情報が、企業の財務諸表に表示されている金額の内訳に関する有用な情報を提供するであろうことにも着目した。この状況では、提案している換算方法を適用した企業の在外営業活動体はどれも、超インフレ経済以外の通貨である機能通貨及び超インフレ経済の通貨である表示通貨を有しているであろう。したがって、これらの在外営業活動体は、企業の他の事業とは異なる特徴及び異なるリスクを有している可能性が高いであろう。この情報は、投資者が在外営業活動体のキャッシュ・フローをよりよく理解するのに役立ち、企業のコミットメント及び義務、並びにソルベンシー及び流動性に関する有用な情報を提供する可能性がある。

公的説明責任のない子会社

- BC28 結果的修正として、IASB は、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用している要件を満たす子会社に対し、IFRS 会計基準を適用する他の企業が提案に基づいて開示を要求されるのと同じ情報の開示を要求することを提案することを決定した。特に、
- (a) 提案している第 219A 項(a)及び第 220A 項における開示要求—これらの開示は、要件を満たす子会社の会計方針に関する有用な情報を提供するであろう (IFRS 第 19 号の BC33 項(d)参照)。これらの開示は、事実に基づく記載となり、情報の開示のコストが低いであろう。
- (b) 提案している第 219A 項(b)における開示要求—BC27 項に示した理由で、要件を満たす子会社の在外営業活動体の業績及び財政状態に関する要約財務情報は、要件を満たす子会社の財務諸表に表示されている金額の内訳に関する有用な情報を提供する。この情報は、利用者（特に融資者）が在外営業活動体のキャッシュ・フローをよりよく理解するのに役立つ可能性があり、したがって要件を満たす子会社の短期のキャッシュ・フロー、コミットメント及び義務、並びにソルベンシー及び流動性に関する有用な情報を提供するであろう (IFRS 第 19 号の BC33 項(a)及び(b)参照)。IASB は、この情報は作成者が（例えば、連結目的で）容易に利用可能であると見込んでいる。

影響分析

便 益

超インフレ表示通貨への換算

BC29 IASB は、修正案が超インフレ経済の通貨で表示される財務諸表の有用性（及び修正案の対象となる企業の在外営業活動体の業績及び財政状態に関する情報の有用性）を改善すると見込んでいる。特に、修正案は次のようになる。

- (a) 換算の対象となる金額を現在の測定単位で表示することによって、影響を受ける企業がより有用な情報を提供する結果となる。IAS 第 29 号が述べているように、超インフレ経済では、財務諸表が有用であるのは、報告期間の末日現在の測定単位で表現される場合のみである。
- (b) 委員会に対する要望書に記述された状況の会計処理における不統一を解消する（BC1 項参照）。
- (c) 超インフレ経済の通貨で表示される財務諸表の比較可能性を改善する。現時点で、機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業は、業績及び財政状態を IAS 第 29 号に従って修正再表示することを要求されるからである。しかし、機能通貨が超インフレ経済以外の通貨であるが財務諸表を超インフレ経済の通貨で表示している企業は、業績及び財政状態を修正再表示しないことになる。
- (d) 換算の対象になる金額の超インフレ経済以外の通貨への容易な換算を一般的に可能にする。一部の投資者は、そのようにできることは投資者が分析を行うことを支援するという考えを示した。
- (e) 企業が財務諸表を超インフレ経済以外の通貨から超インフレ経済の通貨に換算する場合に生じる為替差額の累積を解消する。企業が IAS 第 21 号の第 39 項を適用する際に、企業は為替差額をその他の包括利益に認識し、当該差額を資本の独立の内訳項目に累積する。利害関係者は、決して純損益に認識されないこの累積額の有用性を疑問視している。累積額は在外営業活動体に関連していないからである。

コスト

BC30 IASB は、影響を受ける企業に多額の初期的な又は継続的な適用コストは生じないと見込んでいる。IASB の見解では、提案している換算方法は適用が単純となるであろう。その理由は、

- (a) 直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートが、換算の対象となるすべての金額に適用される。
- (b) この狭い範囲の修正案は、IAS 第 21 号にすでに示されている換算方法を利用している。したがって、修正案は IAS 第 21 号における原則の根本的な変更を生じさせるものではなく、当該基準書に新たな複雑性を加えるものでもない。
- (c) 修正案は、基礎となる項目が測定される方法を変更するものではなく、換算による新たな利得及び損失を生み出すものでもない。

BC31 一部の利害関係者は、提案はいくつかの実務上の課題を生じさせる可能性があるとして述べた。それは、機能通貨と表示通貨が両方とも超インフレ経済の通貨である企業が、在外営業活動体の業績及び財政状態を提案している換算方法を適用して換算することを要求される場合である。それらの状況において、企業は IAS 第 29 号を適用して収益及び費用並びに比較対象金額を一般物価指数を用いて修正再表示することとなる。企業はそれから直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートを使用して、在外営業活動体の収益及び費用並びに比較対象金額を換算することとなる。その状況では、現在及び過去の社内取引についての企業自身の金額と在外営業活動体の金額との間に差異が生じる可能性がある。IASB は、そのような差異の会計処理における潜在的な課題を認識したが、修正案は IAS 第 21 号にすでに示されている換算方法を基礎としていることに留意した。したがって、提案している換算方法の適用に関する課題はすでに IAS 第 21 号に存在している。すなわち、修正案によって作り出されたものではない。

結論

BC32 IASB は、修正案の予想される便益は予想されるコストを上回ると結論を下した。委員会の作業を考慮すると、IASB は会計上の問題をこの狭い範囲の基準設定プロジェクトにおいて効率的に扱うことができる。IASB は、本公開草案に対するフィードバックで、提案の開発時に考慮されていなかった重大な問題が識別される（すなわち、本プロジェクトを完了させるために多大な追加リソースを投入する必要が生じる）場合には、IASB は本プロジェクトの優先度を再検討する可能性が高いことに留意した。

経過措置

IFRS 会計基準をすでに適用している企業

BC33 IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、実務上不可能な場合を除き、企業が IFRS 会計基準書（又はその修正）を遡及適用することを要求している。

BC34 IASB は、修正を IAS 第 8 号に従って遡及適用するよう企業に要求することを提案している。IASB の見解では、企業にそれを要求することの便益はコストを上回るであろう。その理由は、

- (a) 表示するすべての期間にわたっての修正の一貫した適用は、投資者にとっての情報の有用性を高めるであろう。
- (b) 修正を遡及適用するために必要なインプットは、追加コストが最低限又は皆無で企業が容易に利用可能であることが見込まれる（当該インプットは、超インフレ経済以外の通貨での比較対象金額及び直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートなどの適用可能な財務情報である）。

BC35 決定に至るにあたり、また、BC34 項における予想される便益及びコストの評価にあたり、IASB は、新しい要求事項を各法域の法的システムに組み込むための十分な時間を

超インフレ表示通貨への換算

各法域に与え、新しい要求事項の準備をするための十分な時間を作成者に与えるように、強制発効日を設定することに留意した。

- BC36 IASB は、企業が修正を最初に適用する際に IAS 第 8 号の第 28 項(f)を適用することによって経過措置がなければ要求されるはずの情報の開示を企業に要求しないことを決定した。同様に、IFRS 第 19 号を適用している要件を満たす子会社は、経過措置がなければ IFRS 第 19 号の第 178 項(f)で要求されるはずの情報の開示を要求されない。このような免除を設けないと、企業はこの開示要求を満たすことだけのために 2 つの換算方法を維持することを要求されることになる。IASB は、企業にこの開示の提供を要求することのコストは予想される便益を上回るであろうと結論を下した。

初度適用企業

- BC37 BC34 項で論じた理由と同様の理由で、IASB は初度適用企業（IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」で定義）について免除を設ける理由はないと結論を下した。



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org